

令和2年1月開講コースから就職判定対象期間が変更されます！

【現行】訓練が**終了した日から起算**して3か月を経過する日までの雇用保険適用就職率をもって付加奨励金の支給要件とする。

《例》

訓練終了日		6/16	6/15	6/10
就職判定対象		9/ <u>15</u> まで	9/ <u>14</u> まで	9/ <u>9</u> まで
申請期限		10/16まで	10/15まで	10/10まで
確認日	1回目	11/15までを目途	10/15までを目途	
	最終確認	12/16	12/15	12/10

【改正後】訓練が**終了した日の翌日から起算**して3か月を経過する日までの雇用保険適用就職率をもって付加奨励金の支給要件とする。

訓練終了日		6/16	6/15	6/10
就職判定対象		9/ <u>16</u> まで	9/ <u>15</u> まで	9/ <u>10</u> まで
申請期限		10/16まで	10/15まで	10/10まで
確認日	1回目	11/15までを目途	10/15までを目途	
	最終確認	12/16	12/15	12/10

